

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体の実施内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

-

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

151

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

起業支援制度における補助対象期間に関する運用見直し

提案団体

兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降(今年度は4月1日公募開始)となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること。  
補助対象期間が「交付決定日(概ね8月1日頃)以降」と定められており、4～7月に起業する者にとって最も経費を要する時期(事業所開設に係る改修費、初度備品費等)が対象とならないため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。

具体的な支障事例

【現状】

当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、UIJ ターン等による起業支援を行っている。

[ミドル起業家支援事業(社会的事業枠)、ふるさと起業家支援事業(東京23区等からのUIJターン者枠)]

国の制度設計に従い、応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日(当県の場合概ね8月1日頃)から1月末までとなっている。

【支障】

一般的に起業する場合、補助制度を前提に起業後すぐに事業活動を行う場合よりも、起業後一定の準備期間を経た後に事業活動を行うことが多い。しかし、本制度では起業時期が当該年の4月～1月(10か月間)に限られており、こうした準備期間を経る場合など、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。

[当県以外の起業家支援制度では、前年度4月～当該年度1月末(22か月間)を支援対象としている]

当県以外の起業家助成事業(女性起業家支援事業)の実績では、前年度起業者が61%であったことから、国交付金を活用した起業家支援事業でも、過半数の補助案件を逸している可能性がある。

補助対象期間が、交付決定日以降となっているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。

[実際に採択された案件でも設立当初に必要となる建物改修に経費を充当した事例が極めて少ない]

[当県の起業支援制度(若手起業家支援事業)では4月から7月に支出する経費は、事業費の概ね2割強]

応募期間や補助対象期間が限定されていることから、応募自体も低調であり、制度目的を達成する上での支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度上、完全に対象外となっている前年度に起業した者も対象とすることで、起業者の機会損失を防ぐことができる。

当県以外の起業支援制度の起業時期(前年度4月～当該年度1月末、22ヶ月)と同内容で実施することにより、

起業者(県民)にも分かりやすく、利用しやすい制度となる。

4～7月に起業する者にとっては、最も経費を要する時期(事務所開設に係る改修費、初度備品等)を対象とすることが、効果的な支援のあり方である。

#### 根拠法令等

令和3年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局「起業支援事業について」5. 起業支援金の支給について

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、たつの市、香川県、高知県、福岡県、宮崎県

○当県では、地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して起業支援を行っており、起業支援金の公募期間を4月～5月としている。

今年度、本支援金の公募を行った際、前年度に起業した者からの問い合わせが複数あったが、本支援金では公募開始日以降に起業した者又は起業を予定している者を対象としていることから、本支援金の対象外となった。支援対象を前年度に起業した者まで広げることで、より地域課題の解決に資する事業を行う起業者を採択することが可能となり、効果的に支援金を交付することが出来るようになる。

○現状の制度では、2月～3月の起業者が応募できないという支障が生まれているため、起業時期の要件を拡大する必要がある。

○起業後に一定の準備期間を経て事業活動を行う起業者もあり、こうした起業者を起業支援金の支援対象に加えることで、起業者の機会損失を防ぐ必要がある。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

移住支援金制度における居住確認事務に関する運用見直し

提案団体

兵庫県、神戸市、京都府、京都市、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。

廃止しない場合は、①移住元の在住地や在住期間の確認、②移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業等をした場合に支援を行っており、制度の活用は県内36市町に拡大している。

移住者は、申請時に移住元の在住地や在住期間(直近10年のうち5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。

支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。

【支障】

移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年にわたり居住確認を行う必要があり、煩雑な手続となっている。

東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要がある。

移住先市町は返還の可否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなどの手続が必要である。また、移住支援金の財源を国・県・市町が負担していることから、自らの市町からの転出のみならず、転出先の市町からのさらなる転出の有無や、県内に留まっているかについても確認を行うこととなる。

当県では令和2年度に5件の移住支援金の支給を行っており、上記のような具体の居住確認の義務が生じる。また、昨年12月に支援対象が拡大(第二新卒、専門人材、テレワーク等が対象化)され、今後ますます支給対象事例が増加すると見込まれる。

[令和2年度の支給実績]

5件(内訳:神戸市1件、姫路市1件、加西市1件、淡路市2件)

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請手続き、申請後居住状況確認が容易になり、移住支援金制度の円滑な実施が可能となることで、さらなる地方移住が促進される。

## 根拠法令等

令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」7. 返還制度、住民基本台帳法第30条の10(別表第2)、第30条の12(別表第4)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、仙台市、たつの市、鳥取県、高知県、大分県

○当県では令和元年度の制度開始から累計15件、移住支援金の支給を行っており、提案県と同様、市町村において支給後5年間に渡り居住確認の義務が生じ、煩雑な事務手続きが生じている。

○コロナ禍により首都圏在住者の地方移住への意識が高まりつつある。テレワーク等へも要件が拡充し、移住支援金の申請件数の増加が今後見込まれる。このような中で移住を促進するとともに円滑に事務処理を行うには、事務処理の簡略化は必要なことと思われる。

○支給後5年間、毎年住民票を公用請求し、居住確認を行う必要があるため、事務が煩雑となっている。また、仮に申請者が市外へ転出し、返還が必要な事例が生じた場合、市外にいる申請者に対し、返還を命じ、さらに返還金を徴収までする事務が発生するため、さらにその事務が煩雑になる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。  
もしくは、罹災証明関係業務の応援に係る経費について、全額特別交付税措置を行うこと。

具体的な支障事例

## 【現状】

災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など 10 事務に限定。

発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するため、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠だが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は災害救助費の対象外。なお、罹災証明書は活用目的毎に申請するのではなく、原本証明等により写しを活用することが通常で、その速やかな発行こそが災害救助業務の遅延防止に繋がる。

災害救助費は、国庫負担(5/10～9/10)の残り(地方負担分)が特別交付税(4/10 限度)措置され、国庫負担率が 6/10 以上であれば特別交付税措置と合わせ実質的な地方負担はゼロになる。

令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となる等、罹災証明書の必要性が高まっている。

## 【支障】

令和2年7月豪雨では熊本県内の被災8市町に6,300名を超える応援職員が派遣され、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施できない。

他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は、災害救助費の対象外であり派遣元自治体の負担となる(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。

応援自治体が要した費用は協議により被災自治体に求償可能だが、①求償するか否かの協議(応援自治体)、②求償額の協議(双方)、③求償額の確定・支払い(双方)等、事務負担が発生する。特に被災県では復旧・復興作業にマンパワーを要する中、事務負担が増え、応援自治体においても配慮を要する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が救助費の対象となることで、被災自治体への応援を躊躇なく行え、多数の応援職員を派遣可能となる。また、今後想定される大規模災害への迅速な対応に備えることができる。

災害救助法では令和元年台風第15号を契機として住宅の応急修理の対象が拡充されたが、家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行は、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を図る上で不可欠であり、その

迅速化は避難所での長期生活者の減少、震災関連死の増加防止にもつながる。

## 根拠法令等

災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、宮城県、郡山市、いわき市、茨城県、千葉市、八王子市、海老名市、新潟県、石川県、長野県、半田市、八尾市、岡山県、高松市、今治市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県

○当市では、東日本大震災や令和元年東日本台風災害において、全国各地から応援職員の派遣をいただいたところであり、国からは発災後1月以内に証明書の交付を開始するよう求められているものの、今後においても当市だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施できないものとする。他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は、災害救助費の対象外であり、応援自治体が要した費用は協議により被災自治体に求償可能だが、①求償するか否かの協議(応援自治体)、②求償額の協議(双方)、③求償額の確定・支払い(双方)等、事務負担が発生する。特に被災県では復旧・復興作業にマンパワーを要する中、事務負担が増えることに加え、近年、大規模災害が全国各地で発生し、自治体間の応援も積極的に行われる中、応援・受援双方の自治体における負担軽減を図る必要があるものとする。

○当県は、令和元年東日本台風の際の福島県郡山市を始め、住家被害認定調査・罹災証明書交付業務の県外被災自治体への支援を市町村とともに積極的に行っている。当該業務の費用負担に関しては、県内市町村に係る分についても県が一括して調整窓口を担っているが、調整事務は、応援側自治体、被災自治体双方に大きな負担になっており、円滑な災害対応の支障になっている。また、当該業務は、災害時の応援業務の最たるものだが、応援側に費用負担が残る現状では、今後、応援・受援に躊躇する自治体が生じることも懸念される。

○大規模災害時の被災者生活再建には、罹災証明書を根拠に支援を行っているため、基礎自治体においては迅速に罹災証明書を発行しなければならない(災害対策基本法 90 条の2)。また、令和元年東日本台風から、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊(損害割合 10%以上)世帯まで拡大されていることから、罹災証明書の必要性は益々高まっている。罹災証明書を遅滞なく発行するには、被害認定調査などを災害救助法の救助の範囲に広げることが必要である。

○大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施できないことが想定される。南海トラフ地震の発生が懸念されていることもあり、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が救助費の対象となることで、被災自治体への応援はもとより受援時においても、双方自治体における事務負担の軽減、財政負担の軽減に繋がる。

○令和元年東日本台風においては、対口支援で多くの自治体等の協力を受け家屋被害認定調査等の業務を行い、福島県沖地震では専門性が高い部分の家屋被害認定調査は建築士会との契約で業務を進めた。大規模災害の際には対口支援の他に地元の民間団体と連携して調査することが迅速な罹災証明書の交付につながることから、災害救助法における「救助」の範囲へ「家屋被害認定等」の追加が必要である。

○当市においても、被災地からの要請を受け、これまで様々な自治体へ家屋被害認定調査員として職員を派遣している。直近では、令和元年台風 15 号の際、令和元年 10 月 7 日～10 月 11 日までの間、千葉県南房総市へ市職員 3 名を派遣し、当該調査業務を行っている。今後においても、派遣要請を受けた場合は、自治体相互協力の観点により、市職員の派遣について検討していく。こうしたことから、当該制度改正は必要であるとする。

○当市においても、罹災証明書の発行及び家屋被害認定調査はほとんどの災害で対応する業務であり、被害が甚大な場合、迅速に対応するため、他市町村からの応援をいただいている。他市町村からの応援経費については、原則、要請側が支払うべきものであり、救助法の対象となれば、経費の負担を気にせず派遣要請が可能となる。また、当市だけで対応した場合も、家屋被害認定調査の実施及び罹災証明書の発行事務に要した時間外経費については、当市の負担となっている。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当法第 18 条及び第 19 条で使用する被用者数における情報連携サーバー統計数値の活用

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

児童手当法第 18 条及び児童手当法第 19 条で使用する被用者の数は情報連携サーバーを使用した統計数値を使用し、個別の照会・確認は行わない形とする。(具体的には、認定請求・年度更新の際に個別に年金情報の確認を行うのではなく、国が統計情報として一括でデータ照会し、処理を行う)

具体的な支障事例

児童手当の認定請求書等の提出については、マイナンバーによる保険情報の情報連携により書類添付の省略が可能となっているが、児童手当法第 18 条の費用負担及び同法第 19 条の拠出金を算出するために行っている被用者・非被用者区分の確認(誕生日・毎年6月1日の加入保険及びその筆頭者の確認)については、認定請求・年度更新のたびに情報照会を行い、算出する業務負担が膨大である。  
マイナンバーによる保険情報の情報連携開始により、被用者・非被用者区分の確認は、国において、システムによる確認が可能となったため、市が個人情報を個別に確認し必要な数字を算出するのではなく、国がシステムを利用し、統計情報として算出をして頂きたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定請求・年度更新のたびに被用者であることの確認が不要となる。また、電子申請においても市民自身が被用者であるか「入力に悩む」項目が消えることは効果が大きい。  
各自治体において、年金情報の照会が不要になれば、児童手当の業務は大幅に簡略化することが可能である。

根拠法令等

児童手当法第 18 条、同第 19 条、同第 26 条、児童手当法施行規則第 1 条の 4 第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、ひたちなか市、入間市、富津市、海老名市、福井市、豊橋市、茨木市、倉敷市、山陽小野田市、宇和島市、高知県、大牟田市、大村市

○令和4年6月1日より施行される児童手当法の改正では、現況届提出義務の廃止が盛り込まれている。市民からの提出義務がなくなり、個人番号等を活用して現況を確認する場合、被用者・非被用者の確認については、全受給者の年金加入情報を閲覧・確認する必要があると考えられ、膨大な業務負担が発生する。  
統計情報として算出していただければ、業務量の大幅な削減が見込めるため、サーバー統計数値の活用に対

して賛同する。

○当市においても、被用者・非被用者区分の確認を認定請求・年度更新のたびに情報照会を行っており、算出する業務負担は膨大である。また、市民自身が年金の加入状況を分かっていないことで電話の問合せや情報照会でのエラーもあるため、年金情報の照会が不要になれば、市民自身の負担も減り、自治体においても業務の効率化につながる。

○年金情報の照会作業が無くなることで受給者及び認定をする市区町村にとっても負担が減り、スムーズな更新業務が期待されます。

○新規の認定請求の際に保険証や情報連携により、被用者・非被用者区分を確認しているが、この確認については、児童手当法第 18 条の費用負担及び同法第 19 条の拠出金を算出するために行っている業務であり、市から市民への児童手当の支給に関係のない事務である。

また、毎年現況届(年度更新)の際にも市民から自分が被用者か非被用者であるか悩むことが多く、問い合わせが寄せられており、確認作業と合わせて職員の業務負担となっている。

このことから、年金情報の照会が不要になれば、職員、市民双方にとって効果があり、児童手当の業務は大幅に簡略化することが可能である。

○当市においては、これまで情報連携による年金情報の一括照会に対応していなかったため、受給者から健康保険証写しの提出を受け、被用者・非被用者の別を判別している。

また、認定請求時に各市町村が年金情報の照会を行う場合でも、副本登録の更新スケジュールにより、タイムリーな情報連携が行えない状況が考えられる。その場合、手当の認定を保留することとなり、受給者への手当支給が遅れ、受給者に不利益が生じる可能性がある。

被用者か否かは、財源算定上のみで必要な情報であり、本提案の内容は申請者の負担軽減と速やかな手当支給に資するものと考えられる。

○本市においても、当該項目に係る市民からの問い合わせは多く、また、その振り分け作業に係る事務も煩雑であることから作業に多くの時間を費やしている。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

215

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地域再生計画に係る事務の簡素化

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域再生法第5条で定められた地域再生計画の作成を不要とすること

具体的な支障事例

地方創生推進交付金などは、地域再生法に基づく交付金となっていることから、交付申請とは別に、同法第5条で定められた地域再生計画を予め作成し、認定を受けた上で交付金申請を行う必要がある。  
しかしながら実態として、地域再生計画の記載内容は、交付金申請に合わせて提出する交付金実施計画の転記であり、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどちらも内閣府所管であるが、交付金と地域再生計画の窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。  
なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

職員の業務負担の軽減

根拠法令等

地域再生法第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、郡上市、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、大阪府、高松市、高知県、久留米市、長崎県、宇土市、大分県、宮崎県、延岡市

○当市においても、地方創生推進交付金などに係る業務において、実施計画及び地域再生計画の作成を同時期に行う必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。